



## 会計基準国際化の意義と問題

著者	加藤 盛弘, 間島 進吾, 佐藤 誠二, 山田 浩史, フォーカー ジョン, 亀田 尚己
雑誌名	同志社大学ワールドワイドビジネスレビュー
巻	5
ページ	72-87
発行年	2004-03-31
権利	同志社大学ワールドワイドビジネス研究センター
URL	<a href="http://doi.org/10.14988/re.2017.0000015878">http://doi.org/10.14988/re.2017.0000015878</a>

国際会計カンファレンス第2部：パネルディスカッション  
《ディスカッション》

## 会計基準国際化の意義と問題

コーディネーター：加藤 盛弘

パネラー：間島 進吾

佐藤 誠二

山田 浩史

John Forker

通訳：亀田 尚己



**【加藤】** ご協力いただき大変たくさんの質問をいただきました。先ほどのフォーカー先生の言われたイギリスの汽車ではないですが、時間が大分遅れまして、当初は5時終了の予定でしたが、少し延長させていただきたいと思います。それでも全部の質問にお答えしていただけるかどうか分かりません。予めお詫びをさせていただきます。

それではまず、間島先生へのご質問がたくさんあります。確定決算との関係で質問をいただいております。まず、質問者の方、質問のご趣旨を説明していただけますか。

**【質問者】** 全くイズム的な立場からの質問なのですが、先生は税法の確定決算主義に対して一応廃止すべきだとおっしゃいましたが、それは私も全く同感なのです。ところが現在、銀行会計をやっていて将来減算差異というのがほとんどであって、将来加算差異ということが非常に

少ない。ということは言い換えれば、ほとんどが申告加算調整する項目ばかりである。こういう状態のもとでは、あまり税法の確定決算主義を廃止することに伴う悪影響がないのではないかという質問です。もう一つは、結局、確定決算主義というのがなぜ出ているかというと、税法が法人擬制説をとっているということに由来すると考えられます。ということは、受取配当金の益金不算入とかあるいは配当控除というのが税法にある。このために利益処分による配当というものには課税されていることが条件である。したがって、申告減算はできないのだということがありますから、まず税法の確定決算主義を廃止するときには、先にこの法人擬制説から実在説に転換するということが必要ではないかと思うのです。アメリカの場合には LIFO とか僅かの場合しか申告減算はないと、先ほど先生がおっしゃいましたので、アメリカではどうなっているのかと思いました。そういう質問です。

**【間島】** まず一つ目の質問ですが、ご趣旨は一時差異の大部分が将来減算一時差異ということ、要するに引当金とかそういったものがほとんどだと。したがって、確定決算主義を廃止することは、必ずしも悪影響はないのではないかというご趣旨ですか。私が確定決算主義にこだわったのは、あくまで基本的な考え方で、税法は税法で本来の税制の目的がある。その目的が必ずしも企業会計の目的と合致していない。したがって、そうであればその縛りを税法が決算の中に織り込まなければならないとか、そういった基本的な考え方はすべきではないのではないかという基本的な考え方です。それが実務上こうだから、実質的には悪影響がないのではないかという実際の面までは考慮して提言したわけではありません。もし会計上の引当金が税法上よりも多いといったことがほとんどだということであれば、確かに単に税効果会計でこれまで繰延税金資産を計上して、それについて評価性引当額（valuation allowance）が必要であ



るかどうかといった考え方でいけばいいわけだと思います。もしそうであれば確かに先生のおっしゃる通りだと思います。

二番目は、いわゆる法人擬制説を法人実在説に転換するのが先ず前提ではないかと、しかも受取配当金の益金不参入の考え方が前提にあるのではないかというご質問ですね。私は日本を離れて長いので法人擬制説と法人実在説との関係をよく理解していませんが、確かにアメリカの個人所得税では、受取配当金については、つい最近ブッシュがいろいろ言って益金不算入の考え方を導入しようとしたのですが、法人税については元々80%以上の会社については連結納税を認めていますので、100%受取配当金については益金不算入となっています。それ以外は確か20%以上の株式数を持っていた場合にはそれが何%か、ちょっと私は税法の専門家ではないのですが、確かにそのようなルールがアメリカの法人税の規定の中にはあります。先生のご質問の趣旨が十分理解できないまま回答するのが非常に咎められるところですけど、回答になっていますでしょうか。

**【加藤】** 次に、十分に関係があるとは言えませんが若干関係があるかと思えますのは、トライアングル体制と絡んでご質問いただいております。質問者の方からご説明いただけますか。

**【質問者】** 先ほどの質問者の方がおっしゃったような確定決算主義とかあるいは他の税法と商法、あるいは証取法の関係のいわゆるトライアングル体制を考えると、それぞれの立法趣旨が違うので関係を切ったほうが良いのではないかということですが、それぞれの立法趣旨が違うというのは昨日今日に始まった話ではなく大昔からあるわけです。その大昔からあってそれぞれの立法趣旨が違うというのを無視してというか目をつぶって、現在までトライアングル体制が維持されてきた理由は何なのかという点についてお教えいただければということです。

**【間島】** 私のかなりうがった考え方もかもしれませんが、元々日本の企業会計原則というか証取法に絡んだ会計原則というのは、アメリカからGHQの命令のような形で株式資本の民主化という前提の中で導入された考え方だと思うのです。それに対して商法は、大陸法の影響を強く受けて債権者保護の立場に立って判断をするという基準がそこにあると思うのです。日本は宗教も神仏両方をそれぞれ器用に神頼みするという、非常に器用な国だと思うのです。それにやや似ているのかなと思います。大勢が旧来からの歴史を持った大陸法の考え方、これもこれなりに価値を十分に認める一方で、アメリカから押し付けられた証券取引法の考え方、企業会計原則といったものもそれぞれ目的が投資家の保護とか利害調整機能といろいろありますが、商法の債権者保護の考え方というように、それぞれ違った目的のものがそれぞれ実在するというのは、やはり日本の国民の体質というものがその中にあるのではないかと思います。ただ私自身は、ある意味で戦後いろいろ商法と企業会計原則が同じ方向、つまり、差異をなくすという

ことで三回ほど調整を試みて、一生懸命に違いをなくそうという努力がされてきました。しかし、それぞれの目的が違うわけですから、合わないということで今日に至っているということです。それについて、先ほどの日本の国の体質ということもありますし、これもうがった例だと思いますが、ある企業会計審議会の会長とお会いした時に、会計は商法学者に敵わない、商法がどうしても力を持って中心的な位置付けにあり、その中で会計はヤドカ里的な位置付けにあるというような意味合いのことをお話しされていました。そのような考え方がある中で、例えば、トライアングル体制を崩すというような過激な方向には行かない体質が日本にあるのではないかなと思います。これも回答になっているかどうかわかりません。非常にうがった考え方かもしれません。

**【加藤】** ありがとうございます。本当はもう少し交互に議論をいただけるとありがたいのですが、何分時間ばかり気になり、ややタイムキーパー的になり申し訳ありません。間島先生にもう三人の質問があるのですが、一つは会計基準の質について、もう一つはノーワーク合意に絡んだ質問です。ノーワーク合意に関係したものは他の三人のパネラーの方への質問を済ませて時間があれば触れさせていただくということで、もう一人の質問に移ります。会計基準の質について、何をもって US-GAAP は優れているのかという趣旨の質問です。質問者の方、ご説明をお願いできますか。

**【質問者】** これはジョン・フォーカー先生のプレゼンテーションとも関係するので、申し訳ありませんが翻訳していただけますか。会計基準あるいは GAAP の質を上げていくということについては、日本もアメリカもイギリスも差がないと思います。それでは、どうすれば質が上がっていくのかと言いますと、それは恐らく会計情報を透明にする、あるいは表現の忠実性 (representational faithfulness) を向上させるということだと思います。問題はアメリカ企業やイギリス企業にとって透明な情報が、日本の企業にとって必ずしも透明でないということではないかと思うのです。山田先生の報告の中にもありましたが、包括利益が日本の企業にとってウェルカムでないのは業績的でないからです。ものづくりをやっている企業にとって、包括利益は全然業績を反映しないから、日本は消極的だと思います。それから金融商品の全面時価評価も子会社、関連会社の株式は事業投資と一緒にですから、表面的には金融商品でも実態的にはフィジカルなものです。これを時価評価するのは変な話です。企業結合も日本では対等合併が多く行われていて、そこにもってきてパーチェス法にほぼ一本化するというのは、受け入れられないということだと思います。そういう違いがあるからいろいろ議論になっているわけで、その辺をどう判断されているのかということです。それからもう一つは、必ずしも US-GAAP に沿うと開示が向上するとは言えないと思います。例えば、有価証券報告書を見ると、販管費もものすごく簡単になっていて、付加価値とかあるいは積上げ式の損益分岐点分

析ができない。つまり、かつての日本の開示よりも現に落ちているという側面もあるわけで、そういうことも含めてアメリカの基準というのも問題ではないかというのが質問の趣旨です。

**【間島】** US-GAAP が一番優れているという認識というのは、多分アメリカの FASB の人たちの考え方ではないかと思います。私が思うには、GAAP の質というのはやはり情報の質であり、そしてその情報の利用者がミスリードをしないということ、つまり、いわゆる実態ベースを的確に把握できるだけの情報を的確に提供しているかどうか、これがキーだと思うのです。投資家が何を望んでいるか、あるいは利害関係者がその財務諸表にどのような情報を求めているかという、ユーザーサイドの分析が一番基本だと思います。後は質という面ではやはりミスリード、いわゆる財務諸表を読んでその会社の実態を間違えるというのは防ぎたいというのが会計基準の設定者の基本的な考え方だと思います。例えば、ちょっとした操作をすれば利益がポンと出てくる、キャッシュ・フロー・ベースであまり変わらないのに小手先で出てくる。先ほどの山田先生のリサイクリングの話で、こういうことを言うと非常に問題かもしれませんが、経営者側からすると earnings management (利益調整)、つまり、利益が出たときには出来るだけ引当金を積むとかいろいろなもので利益平準化を試みる、ない時にそれを取り崩すといった任意的なことをなくすというのが非常に大事だと思うのです。

少し勝手なことを言いますと、なぜ包括利益計算書をあのような形で導入を急いでいるかというと、これは結構私のうがった考え方かもしれませんが、もともと IASB も FASB も金融商品については時価で評価するということがお互いに確認された合意事項なのですね。それが先ず出発点でありきかなと思います。その中で、一つにはヘッジ・アカウンティングについて非常に厳しい複雑な条件をつけています。そのため、このヘッジ・アカウンティングの適用は、我々会計士だけでなく金融商品の専門家も入れて判断しなければ回答できないような複雑なもので、企業側がこういうことをやっているという負担が非常に大変だといったギブアップを望んでいるのかなという気がします。

それから、有価証券の評価差額、あるいは金融商品のキャッシュ・フロー・ヘッジとかを包括利益に入れますよね。それからステイトメント第 52 号に基づいて、functional currency から reporting currency に換算する際の為替換算調整勘定もそこに入れているわけです。もし当期純利益と包括利益の壁を取っ払えば、今まで一生懸命頑張っていたヘッジ・アカウンティングは何の意味もなさないことになります。したがって、これもギブアップする。その環境作りをしているのかなという非常にうがった考え方を私自身は持っています。経営者の考え方からヘッジ・アカウンティングの処理をやりたいというのは、その目的からしてよく分かります。ところが、FASB でも言っているのは、ロスの繰り延べを結果的にするというようなことは会計で本来あるべき姿ではないというのが基本的な精神なのです。その辺のところから金融商品について時価を全面的に導入するという基本的な考え方があって、しかも、いわばそういう環境作

りをすることによって諦めて最終的には全面時価を受け入れる体制、つまり、外堀を埋めながら徐々にもっていつているというような少しうがった考えをもっています。先生に対する回答になっているかどうかわかりませんが。

**【加藤】** フォーカー先生、これについていかがですか。

**【フォーカー】** お答えしたいと思います。このクオリティを高めるという問題については、アメリカあるいはイギリス、英米的な文化から考えると、株主に対してどのように情報が正当な情報として与えられるべきであるかというところにくるのではないかと思います。開示される情報はあくまで株主にとっての富を増やすという観点から考えられるべきであって、例えば、価値の変化という問題についてもその都度株主に伝えられるべきで、その流れが重要なものではないかと思います。包括利益の問題、それからもう一度繰り返しますが企業から出てくる情報の主要な受取人は一体誰であるか。それはあくまで株主であって、株主に正しい情報がタイムリーに伝えられるべきです。それがいわゆる会計の質の向上につながるのではないかと思います。



**【加藤】** それでは佐藤先生への質問に移らせていただきます。佐藤先生に GoB と GoR との関係について教えてほしいという質問です。質問者の方、ご説明いただけますか。

**【質問者】** この種のシンポジウムでドイツのことが話題になったので今日は非常に気を良くしています。佐藤先生のお話は非常に明快でして、単純化するといえば単純化ですが、明快でしたので非常に問題整理ができたと思います。一点お伺いしたいのですが、私もドイツをやって

いまして、GoB についてはかなり研究してきたのですが、今回、GoR が出てきた。その中身はよく日本で話題になっていますが、概念フレームワークであります。やっとドイツでも概念フレームワークが公開草案で公表されたという段階になってきました。今ドイツではその公開草案をめぐって各界の意見がでている。概念フレームワークそのものはIASB とかFASB の意思決定有用性アプローチというものをかなり前面に押し出しているという点が特徴なのですが、そうすると従来のドイツのGoB の考え方とは相対立することになってくるのです。この関係が一体どうなるのかというのがまだよく見えていない。つまり、上下関係にあるのか並存関係にあるのかよく分かりませんので、もしその辺りまでご研究が進んでいればご紹介いただければありがたいです。

【佐藤】先生がおっしゃったように、2002年10月に正規の会計の諸原則（GoR）というドイツ版の conceptual framework が公表されたわけです。これは先ほど私が申し上げた DSR というドイツ会計基準委員会の中の基準設定審議会が公表しました。DSR は連結会計にかかわるような会計基準、DRS（ドイツ会計基準）を公表しています。今、草案を含めて20ほどの会計基準を公表しています。DSR はそれらの会計基準をピースミールによって設定しており、それらをやはりアングロサクソン型に合わせております。ですからそこを包括するような概念フレームワークが必要になってきた。その中で2002年の10月にGoR というのが出てきたのです。これが既存のGoB とどういう係わり合いを持っているのかというのがご質問の趣旨だと思います。GoB の特徴というのは法律規定ではないのですが、ドイツの商法の中に指示されるということによって、法規効力を持つ一般条項、一般規範なのです。しかも、そのGoB というのは先ほど申し上げたように、その企業の法律形態や業種、それが資本市場を指向しているか否かにかかわらず全て適用されるわけです。それがいわば日本の公正なる会計慣行と同じような形で商法の中で指示して、そしてGoB の解釈は最終的には判例の中で決まっていくわけです。そういう装置を入れながら法律の実務への適合性を高めていく。ある意味ではフレキシビリティを高めていくまい装置なわけですね。ただ、それはやはり商法典の中に指示されることによって機能する一般条項である点に注意しなければいけないと思います。今回のGoR はドイツの会計基準委員会が発表したものですが、これは法の中に指示されていないわけです。その点ではもしそれが法規効力を持つとしたならば、ドイツ会計基準委員会が発表するドイツ会計基準というのは連邦法務省の授権を経て初めて、そして公示を経て初めて法効力を発揮するということになります。したがって、もしこのGoR を通じてピースミールの会計基準を包括するような概念的枠組みが法的な効果を持つとすれば、それはやはりドイツの法体系の中では商法の中にそれを指示しなければいけない。しかし、まだその段階にはなっていないわけです。先ほど私が説明しましたように、ドイツの商法の会計基準というのは非常に多層化していきます。その中で資本市場指向型の企業に対してこのGoR というものを適用させ



るとしたら、そこはやはり司法側の一定の判断が要るでしょう。それはおそらくまだ出ていない。私は、なかなかこれは難しいと思います。その点で、ある意味では法規効力を持たない単なる包括的な概念的フレームワークとしてドイツではそのまま存在し続けるのかもしれませんが。

**【加藤】** ありがとうございます。佐藤先生に統一決算書について質問がきています。質問者の方、ご説明をお願いします。

**【質問者】** 基本的な質問で恐縮なのですが、統一決算書というものがどのような決算書かということをお教え願えないでしょうか。統一決算書というものが一体どういう基準で作られる決算書なのかということで、具体的にお聞きしたいのは IFRS の個別決算書とは全く別のものなのかということです。仮に別のものであるとしたときに、例えば、情報提供目的だと IFRS の個別決算書を使って、課税目的であれば統一決算書を使うということになると、極端な場合、統一決算書の方では黒字なのに、基準が変わって IFRS で計算すると赤字になってしまうということも可能性としてはなくはないと思うのです。そうした時に、課税という段階になると統一決算書であれば黒字であっても IFRS では赤字となると、業績が上がっていない企業であっても税金が課されてしまうというようなことも出てきて、課税という面で不公平という問題が出てくるのではないかと思うのですが、これについてどう考えたらよいのでしょうか。

**【佐藤】** 先ほど私が申し上げましたように、統一決算書というのはある意味では従来の商法の個別決算書なのです。ですから、これに基づいて確定決算基準で税務所得が算定されて課税さ



れるわけです。もう一方の資本市場型の IAS あるいは IFRS 適用の個別決算書は、あくまでも情報提供目的だけなのです。これは課税目的には使えない。ただ、ご指摘のように二つの個別決算書で全く業績内容が違って出ることがあります。これをどうするのかと言いますと、シュマーレンバッハ協会の作業部会では、そこで調整決算書を作るということです。ドイツ企業が国外市場に出て二重開示の調整決算書を作成するのと同じようなものを国内でやろうというような意見が出ています。その点でこの構想は国内に二重開示の問題を抱え込むことになると思いますが、あくまでもこれはワーキンググループの段階の話ですから、具体的にどういう形でやるかは現時点でははっきり見えていない状況です。

ついでにそれとの関連で、先ほどの日本のトライアングル体制についての質問に触れますと、日本でも同じようなことが言えるわけです。先ほど間島先生がお話された内容との関係で言えば、企業会計原則が指導規範か解釈指針かのような話があって、あるいは商法が一般法で証取法が特殊法だから企業会計原則のほうが下位で商法の方が上だというような議論ではなくて、日本の場合、おそらくトライアングル体制における商法と証取法と税法の中にそれぞれ、商法の公正なる会計慣行、証取法の一般に公正妥当な企業会計の基準、税法の公正なる会計処理の基準が指示されていて、この三つを使い分けお互いにうまく利用しながら従来は機能していたのだろーと思えます。ある意味では主として行政側の立場だと思えますが、トライアングル体制はそういった点では非常に曖昧な関係を持ちながらうまく機能していた。ところが最近では、ビックバンで証取法と企業会計原則が突出して変ってきてしまったので、商法との調整が難しくなった。そういうことで今、商法改正や商法施行規則が出来上がっているという段階だと思えます。ですから、これも私の個人的見解ですが、なぜという話をする場合、今まで機能していた、とりわけ行政サイドではうまい具合に使われていたのだろーと思っています。

**【間島】** それで私はもう一つ付け加えさせていただきたいのですが、これは意外と省庁の縄張りに関係していると思えます。やはり法務省は法務省で自分たちのテリトリー、旧大蔵省は大蔵省で自分たちのテリトリー、お互いに意地があってお互いに譲らないというまま今日にいたったものもその中にいくつかのファクターがあるのかなという気がします。

**【加藤】** ありがとうございます。佐藤先生に対するご質問もまだおありかと思えますが、ひとまず山田先生への質問に移ります。会計基準の国際化の基本問題に絡めてのご質問と、もう少し具体的な実現純利益とかりサイクリングの問題についての質問がきております。最初に、会計基準の国際化の基本問題に絡めた質問について、質問者の方、ご説明をお願いします。

**【質問者】** 質問させていただきます。基本的には今加藤先生がおっしゃったことに関係するのですが、具体的な面からセグメント情報の開示に関係した質問をさせていただきます。先ほど



山田先生が SEC 基準の適用会社の名前をあげられたのですが、2002 年 25 社のうち SEC 基準そのものの 131 号によっているのは 10 社で、後の 15 社については、連結財務諸表は SEC 基準ですが、セグメント情報の開示は日本基準で行っています。もちろんこれは SEC の承認を得ているのですが、会計の国際化ということから見ていくと、そのような 15 社対 10 社ということについて先生はどのようにお考えになっていますか。個別の会社の話ではなくて、10 社しか SEC 基準でセグメント情報を開示していない、15 社は日本基準ということについて、考え方によれば総論賛成で各論は個別事情を尊重するというようにもとれるのですが、その辺のことについて先生のお考えを教えてくださいたいと思います。

**【山田】** 今のご質問の件ですが、実はルール上からいきますと、SEC の方はセグメント情報については、外国企業は母国の開示基準を使ってもよいということになっていますので、残りの 15 社はそれを使っているのだと思います。なぜこういうことになるのかということですが、米国基準のセグメント情報は何年か前に改訂され、いわゆるビジネスセグメントという考え方が入り、経営組織に沿った開示をやりなさいということになっています。ところが旧米国基準もそうですし現在の日本基準もそうなのですが、必ずしもこのビジネスセグメントという考え方をとっていないのですね。私どもの経験から申し上げた方が分かりやすいかと思うのですが、私どもは実は従来はこの 15 社の中に入っていました。現在は 131 号に準拠しているグループの中に入っています。なぜかつては出来なかったことが今は出来ているかというと、私どもの松下電器の経営組織が、ビジネスセグメントと商品別が組織として非常にクリアに整理されるようになったためです。今はドメイン制をとっていますので、ビジネスセグメントで開示できる体制が出来たということが非常に大きいと思うのです。おそらく従来の方法をやっ

る会社は、どちらかという商品別の開示を重視されていると思うのです。商品別が経営組織と整合性がとれていない場合、例えば、海外は地域別になって国内は商品別になると、外から見たときに非常に分かりにくい開示になる可能性があります。ですから、どのようなセグメントで開示するかは各社の判断によるのではないかと私は思います。

二つ目の国際化の問題と絡めてどうかということについては、結局、国際的にはおそらくビジネスセグメントということになっていくのだろうと思います。しかし、セグメントの開示というのは実務作業としては結構大変なので、会社の組織がそれに合ってくれば出来るし、もしSECがビジネスセグメントの開示を外国企業にも強制するのであれば、会社が経営組織を見直すという可能性もあると思います。このような事情があるのではないかと私は感じています。

**【質問者】** 今、ご質問申し上げたのは個別事情で許可を得ていることは十分知っているのですが、会計の国際化という点で日本の対応ということから見たら、個別事情を各社のいろいろな事情を尊重するという姿勢でよいのか。それは他の年金会計とか減損会計とかいろいろな問題に出てくるので、そういうことを踏まえないと会計基準の国際化ということを進めるのに支障が出るのかどうか、その辺のことをお尋ねしたいのですが。

**【山田】** 私は日本の財務会計基準機構のテーマ協議会の委員をやっているのですが、そのテーマ協議会がASBJに提案した中に、日本のセグメント基準についてもビジネスセグメントを検討してほしいという項目が実は入っています。今は、ASBJは他のテーマを懸命にやっているので、セグメントの基準の検討は少し後ろになると思われませんが、いずれかの時期に基準化されるのではないかと思います。個人的にはアメリカの基準が、あるいは国際基準になりつつあるビジネスセグメントが本当に良いかということに若干疑問を感じます。確かに事業セグメントというのは組織に合わせるわけですから、情報が非常にクリアに出るのです。ところが所在地（地域）別セグメントについては、アメリカ基準はご承知の通り、例えば、売上は開示されるのですが損益は開示されないのですね。ところが日本基準だと所在地別の損益が開示されます。この損益は非常に有用な情報です。ところがSEC基準を適用している会社がどういう開示をしているかという、日本基準はあくまで所在地別のセグメントの営業損益を開示してくださいということで、これを自主的に開示しているのです。そういう意味では絶対にアメリカの開示が優れているとは言い切れない面があり、その辺はよく考える必要があると思います。

**【質問者】** お尋ねしたのは、日本の企業として個別事情を尊重するのか、日本の会計基準を国際化するためにはどのように考えたらよいのか、個別事情はよく分かるのですがその辺のとこ

ろを山田先生だけではなくて、間島先生のお考えもお聞かせいただけたらと思います。総論賛成、各論個別事情尊重ということでバラエティがありすぎるとどうなるのかというのが基本的な話なので、セグメントは一つの例として申し上げたわけで、その辺のところを教えていただけたらと思います。

**【山田】**やはり流れとしては国際的な調和とか統合化の方向を目指すべきなのではないかと思うのですが、ただ現行ではルール上、外国企業は母国のセグメント基準で開示することも許されているので、例えば、逆に日本基準で所在地別の営業損益を開示することが非常に有用な情報だと考えている企業が当然あり得るわけですね。そういう今のセグメントのほうが良いと考えてそういう選択をされているのだらうと思うのです。いずれは統合する方向に行くと思いますが、私の印象ではあくまで過渡期の現象ではないかと思うのです。



**【加藤】**ありがとうございます。続いて少し角度が違うのですが、日本の法体系の現状を踏まえて国際化が可能かという質問をいただいております。質問者の方、ご説明をお願いします。

**【質問者】**今日は非常に有益なお話をたくさん聞かせていただいて勉強になりました。ただ私が今質問したいことは、日本の会計原則という立派なものが昭和24年以来ありますが、実際の会計は、例えば、商法の場合は商法計算規則、税法は税務会計、通達会計と言った方がはつきりしてよいと思いますが、あるいは財務諸表規則というのは旧大蔵省で我々の仕事をいろいろ指導しておられる。実務は全て規則ないしは通達、官庁主導型で我々は今までやってきております。そういう社会の会計実務の中で、今のIASBは実際は民間人がやっている。14人のうちの5人が監査の実務者であり、3名は決算をしている実際の決算関係者であり、後はその

財務諸表をご覧になる利益集団というように民間主導です。そういうところで出来た IASB あるいは IASC, 要するに国際会計基準というものが果たしてどのように受け入れられていくだろうか。私のような実務家は、理論的な問題よりもむしろ、そのような問題の方が会計の国際化という大きな波の中でどう考えたらいだろうか、実際に出来るのだろうかという不安がありますので質問をした次第です。

【山田】国際会計基準の課題ですね。私は先ほど少し申し上げましたが、全面時価会計には反対です。IASB が全面時価会計は導入せず、金融商品の今のグローバルスタンダードである保有目的別時価会計の方向に向かっただけなのであれば、ある程度統合する可能性もありますし、米国基準との統合も可能であると考えています。ただし、IASB が全面時価会計で突っ張るのであれば、おそらく統合は不可能ではないかと感じています。国際会計基準だけが一方的に基準を作るのは望ましくなく、日本基準や米国基準等の各国の会計基準がお互いに良い影響を与えながら少しずつ会計基準というのは進化していくべきであると考えます。

最初にご質問がありました日本の商法とか税法とか財務諸表規則というのは厳然としてあるわけですが、例えば、会計については財務諸表規則というのは土台のようなところなのですね。その上にテーマ別の会計基準の接木がなされているようなところがあり、そこはどちらかというとは基本的には国際的な会計基準を参考にしながら変ってきたのではないかと思うわけです。商法については、先ほどもいろいろな意見があったのですが、私の印象ではおそらく商法は今の会計基準の変化のスピードにはついていけないということになるだろうと思うのです。商法については既にその傾向が出ており、細かい規定は基本的には公正妥当な会計基準に従うということになって、法律ではなく省令にどんどん落としこんでいます。ということは今の法



律改正ではスピードについていけないということなのですね。ですから、商法については、基本的には配当可能利益は非常に大事なので残りますが、それ以外は全部公正妥当な会計基準に委ねる方向になると思います。ただ、税法については監督官庁も違うのでなかなか合っていない。したがって、企業としてはもう会計は会計でやって、税との差は割り切って税務調整をやるしかないというのが今の実態です。私の個人的な意見を申し上げますと、税法の中で会計にとって問題があると思うのは、やはり減価償却です。減価償却は本来であれば実態に合わせた減価償却が一番良いのですが、税法の耐用年数で、しかも定率法に従うほうが、損金を多く計上できるので非常に有利だということで、税法に従って減価償却を行っている企業が大半です。ここに逆基準性があるわけです。私は減価償却だけでも確定決算主義から譲ってくれないかと思っています。そう簡単に行くとは思いませんが、税法と会計の関係については、このような課題があるという認識をしています。

**【加藤】** 次に、フォーカー先生に質問をいただいております。質問者の方、ご説明をお願いします。

**【質問者】** 質問自体は非常に簡単でして、先生のご報告の最後に、信頼に基づいたガバナンス・システムからアウトサイダー・ガバナンスに変化する時には、情報を得ていないアウトサイダーにとって危険なことになる可能性があるということをおっしゃったので、どのように考えられてそう結論づけられているのかお教えいただければと思います。

**【フォーカー】** 基本的にはインサイダー・ガバナンス・システムにおいて信頼関係というのは非常に重要な役割を果たしている。ところが、アウトサイダー・ガバナンス・システムになるとその信頼というものは失われるあるいは前提に出来なくなってしまう。したがって、その信頼が果たしていた役割を何らかの別の方法で補う必要がある。それは、おそらく契約でありレギュレーションであろう。ところが契約とかレギュレーションといったものを使うようになると、習得するには時間がかかるであろう。その間に大きな犠牲を払う危険性があるのは、十分な知識を持たないアウトサイダーかもしれないということです。また、監査とか外部のチェックということも重要だと思います。

**【加藤】** もうお一人、フォーカー先生にご質問があります。実現純利益はなぜ不必要なのか、あるいはリサイクリングはなぜ不必要なのかというご質問です。

**【フォーカー】** 資本出資とか配当を除くそれ以外の理由で資本が増減するというのが包括利益の定義づけですね。その中で、例えば、金融商品の価値が上がったり下がったりする、その変

動額をやはり開示する。それを包括利益計算書に計上するというのは非常に大事である。大事であるけれども、例えば、ほとんどわずかな取引しかないのに、あるいは休みの時に、株価が非常に大きく動くという状況もあるわけで、そういった公正価値そのものの算定自体、非常に気をつけてこれを捉えていかないとミスリードにつながると思います。ですから、その辺の education とかも必要だと思います。

**【質問者】** 包括利益を示すこと自体はまったく問題がないし、区分表示していろいろな情報を示していただくということも重要だと思います。ただし、実現利益がなぜ排除されなければならないのかということをお聞きしたいわけです。先ほどの山田先生のお話にもありましたように、日本とかそういう投資家というのは実現利益が有用だと判断しているわけですね。そういう有用なものをなぜ排除しなくてはいけないのかということをお聞きしたいのです。

**【間島】** 実現純利益という概念はいわゆる当期純利益という場合とは違って、realized income という意味合いですか。

**【質問者】** 厳密にはそのところはいろいろな解釈があると思うのですが、基本的には realized income という意味です。

**【山田】** それは実現利益をベースにした当期純利益と考えたら良いと思います。現状は実現主義をベースにした当期純利益を開示しています。IASB の業績報告案の問題は、リサイクリングをやめて、当期純利益を開示してはいけないということですね。

**【フォーカー】** 先ほどの金融商品の全面時価会計に関連していると思いますが、価値が変動したその期の包括利益でそれを捉えるという意味合いが非常に大事ではないかと思います。要するに、リサイクリングをすると操作が可能ですよ。例えば、包括利益で損失の部分そのまま dispose しないで、利得が出ている部分だけ dispose する。そうすると、実現純利益上それが利益になってしまう。ところが、損失が出ている状況のものについてはそのまま処分しないで、包括利益の中で持分の部にそのまま持っていくということがあり得るわけです。そういった利益操作という視点から、その辺が恣意的に、実現利益というか当期純利益が操作されるといった意味合いもあると思うのですが。

**【加藤】** ありがとうございます。まだまだいろいろご意見もあろうかと思いますが、時間となりました。当初、この会議を企画した時に申し上げましたが、いろいろな立場、いろいろな国でこの国際会計基準に関する問題の捉え方、あるいは問題点が違うということです。それがあ



る意味では、今日ご参加いただいた発言の中でかなり鮮明になったのではないかと思います。敢えてまとめることなしに、これで終りたいと思います。

ご参加いただいた皆様方、本当にありがとうございました。それから報告いただいた先生方、本当にありがとうございました。